

山口県報

平成20年
4月18日
(金曜日)

目次

公金の収納の事務の委託(医務保険課).....	一
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課).....	一
県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課).....	二
包括外部監査契約の締結(監査委員事務局).....	二
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....	二
障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定(障害者支援課).....	三
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....	五
土地改良区役員の届出(農村整備課).....	五
土地改良事業の工事の完了の届出(農村整備課).....	五
基本測量の実施(監理課).....	六
基本測量の実施の終了(監理課).....	六
周南都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....	六
周南都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....	六
周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....	六
周南都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....	七
公安委告示	
技能検定員審査の実施.....	七
教習指導員審査の実施.....	七
雑報	
山口県地域防災計画の修正.....	三



山口県告示第二百号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 委託に係る公金の種類
山口県立こころの医療センターの診療料その他患者負担金
- 二 委託に係る事務の範囲
日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日並びにこれらの日以外の日の午前零時から午前八時三十分まで及び午後五時十五分から翌日の午前零時までにおける一に掲げる公金の収納の事務
- 三 委託を受けた者の名称及び所在地
株式会社三宅商事 山口市旭通り二丁目一番三四号

山口県告示第二百一号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示(平成九年山口県告示第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関成

表中村県営住宅の項中、「G棟及びF棟」を「E棟からG棟まで」に改め、同表稗田県営住宅の項中、「及び一四号棟から一七号棟まで」を「一四号棟から一七号棟まで及び一九号棟」に、「E棟」を「F棟」に、「Y棟まで、才棟及び力棟」を「V棟まで及びY棟」に、「工棟まで」を「カ棟まで、W棟及びX棟」に改め、同表彦島角倉県営住宅の項中、「〇・八二」を「〇・八六」に改め、同表安岡駅前県営住宅の項中、「三号棟」を「四号棟」に改め、同表大沢県営住宅の項中、「八号棟」を「九号棟」に改め、同表西岐波県営住宅の項を削り、同表恋路県営住宅の項中、「及びB棟」を「からC棟まで」に改め、同表中津江県営住宅の項中、「D棟まで及びF棟から」を削り、同表西浦県営住宅の

項を次のように改める。

西 浦 県 営 住 宅	一号棟から五号棟まで	〇・九一
-------------	------------	------

表新庄北県営住宅の項中、「から二三号棟まで」を削り、同表来福台県営住宅の項中「九号棟」を「一〇号棟」に改め、同表旭ヶ丘県営住宅の項を次のように改める。

旭ヶ丘県営住宅	二号棟及び四号棟	〇・八四
	G棟からI棟まで	〇・七〇

表周南県営住宅の項中、「A棟」の下に「及びB棟」を加え、「B棟」を「C棟」に改め、同表大内県営住宅の項中「三号棟まで」の下に「五号棟」を加える。

山口県告示第二百二号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関 成

表中村県営住宅の項中、「七一」を「八三」に改め、同表稗田県営住宅の項中、「一四七」を「一五五」に、「五九五」を「五七五」に、「一〇五」を「一三四」に改め、同表安岡駅前県営住宅の項中、「一〇五」を「一四〇」に改め、同表大沢県営住宅の項中「六二」を「七九」に改め、同表恋路県営住宅の項中「三〇」を「四八」に改め、同表中津江県営住宅の項中「八一」を「一〇六」に改め、同表新庄北県営住宅の項中「五四」を「三七」に改め、同表来福台県営住宅の項中「一八」を「三〇」に改め、同表旭ヶ丘県営住宅の項中「八八」を「二四」に、「六〇」を「一〇〇」に改め、同表周南県営住宅の項中「四六〇」を「四五〇」に改め、同表大内県営住宅の項中「六七」を「九一」に改める。

山口県告示第二百三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
小田 正幸 周南市代々木通二丁目二番地
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
各月ごとの概算払



(二六六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年五月二十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成二十年三月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 町・人・夢づくりのみち草舎
代 表 者 の 氏 名 西中 浪江
主たる事務所の所在地 萩市大字瓦町六七番地
- 三 定款に記載された目的
不登校、問題行動、引きこもり等の状態にある青少年及びその家族その他関係者に対して、デイサービスその他の事業を行うことにより、心身のハンディを有する青少年が健全に育成されるとともに、社会参加及び社会的自立をすることができる環境を

整備すること。

(一六七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十年六月二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日
平成二十年四月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ダンデライオン

代 表 者 の 氏 名 立川 邦廣

主たる事務所の所在地 柳井市中央二丁目一〇番一八号

三 定款に記載された目的

子ども、若者、障害者及び老人をはじめ広く地域住民に対して、福祉及び環境保全の活動、ふれあいライブその他のイベントを企画し、及び実施し、並びに地域においてボランティア活動、文化活動その他の活動を行う者の育成及び全国的なネットワーク化に関する事業を行うことにより、地域におけるまちづくり及び文化振興に寄与すること。

(一六八) 障害者自立支援法の規定に基づく医療機関の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療を担当させる医療機関を次のとおり指定しました。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関成

名 称	機 関	自 立 支 援 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
光市立大和総合病院	光市大字岩田九七四	更生医療	平成二〇、一、一

ひばり薬局 宇部市東琴芝一丁目四番一七―一〇号 育成医療及び更生医療 平成一九、七、

コスモ薬局 山口市泉都町一番三三〇号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

こころ薬局 〃 矢原町三一〇号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

有限会社岡薬局 〃 平井七二四の一〇号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

そよかぜ薬局 萩市大字東浜崎町九四〇号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

三栄堂薬局 防府市石が口一丁目四番一七号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

めばえ薬局 〃 三田尻一丁目二番一三三〇号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

ムーン薬局高井店 〃 大字高井六九三の二〇号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

岩国さくら薬局 岩国市藤生町二丁目三番五号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

そごう薬局中津町店 〃 中津町一丁目一九番一七号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

みき薬局 〃 錦見六丁目一三番一〇号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

有限会社玖珂薬局 〃 玖珂町四九三八の一〇号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

フタミ薬局 〃 藤生町二丁目二四番一〇号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

レインボー薬局 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

トータス薬局光店 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

ハート薬局 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

ひまわり薬局大神店 〃 長門市東深川一三八四の一〇号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

秋本薬局厚狭店 〃 周南市大神四丁目一番三三〇号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

のぞみ薬局 〃 山陽小野田市大字厚狭四六三の一〇号 〃 〃 〃 〃 〃 〃

竜王薬局 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

みかん薬局 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

自遊の街訪問看護ステーションつばさ 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

株式会社岩崎宏健堂 周南市福川三丁目一八番二二号 河戸憲一郎

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年十二月九日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四九〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

六〇台

(二) 駐輪場の収容台数

一七台

(三) 荷さばき施設の面積

三二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

七立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名	又は	名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社岩崎宏健堂			午前九時三〇分	午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成二十年四月八日

(二七二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年十二月七日山口県公告(五九二)に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年四月十八日から同年五月十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス小野田店

所在地 山陽小野田市高栄一丁目六六〇二の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二七二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年四月十八日

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住	所
徳山中野土地改良区	監事	福原 一男	周南市大字中野四九九	
"	"	山田 豊	"	八二六

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住	所
徳山中野土地改良区	監事	福原 一男	周南市大字中野四九九	
"	"	山田 豊	"	八二六

(二七三) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関成

土地改良事業を行う者の名称又は氏名	事業の名称	工事着手時期	工事完了時期

阿武町	阿武北地区 農道の整備	平成一七、三、三	平成二〇、一、三一
"	福谷地区 ため池の整備	平成一八、六、一三	三、二七
"	阿武北地区 暗きよ排水	平成一九、一、七	" 二二

(一七四) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成二十年四月七日から平成二十一年三月二十七日まで

(一七五) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(二万五千分の一地形図修正測量)

二 作業の地域

山口県全域

三 作業の期間

平成十九年四月九日から平成二十年三月二十四日まで

(一七六) 周南都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による周南
都市計画地区計画の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつ
たので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供し
ます。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画地区計画山田地区地区計画

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一七七) 周南都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画高度利用地区の変更に係る同法十四
条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準
用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供しま
す。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

周南都市計画高度利用地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一七八) 周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る
同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項
において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦

覽に供します。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画防火地域及び準防火地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(二七九) 周南都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの縦覧

下松市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周南都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年四月十八日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
周南都市計画第一種市街地再開発事業下松駅前地区第一種市街地再開発事業
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

公安委員会

山口県公安委員会告示第十号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十年四月十八日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類

技能検定員審査(大型)及び技能検定員審査(中型)
二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年五月十九日(月曜日)及び同月二十日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年五月一日(木曜日)から同月九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)

七 審査手数料

二万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千五百円

三	教則の内容となつてゐる事項	二千五百円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五	技能検定の実施に関する知識	二千一百円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千二百円
備考	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千七百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減するものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類
技能検定員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十年五月二十日(火曜日)及び同月二十一日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十年五月一日(木曜日)から同月九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することが出来る運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千九百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	千九百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千九百円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円
備考	
普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減するものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

審査の種類	審査の細目	減ずる額
一 審査の種類 技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自一)及び技能検定員審査(牽引)		
二 審査の日時及び場所 (一) 日時 平成二十年五月二十一日(水曜日)及び同月二十二日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター		
三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十年五月一日(木曜日)から同月九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで		
四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課		
五 提出書類 (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。) (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) 六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。 七 審査手数料 一万四千百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはるること。この収入証紙には、消印をしないこと。	千三百五十円	

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。	
一 審査の種類 技能検定員審査(大型一種)、技能検定員審査(中型一種)及び技能検定員審査(普通一種)	
二 審査の日時及び場所 (一) 日時 平成二十年五月二十三日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十年五月一日(木曜日)から同月九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	
五 提出書類 (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)	

- (一) 規則第十七条第一項第一号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (二) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
 二万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千六百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千九百五十円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三十二百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	一千七百五十円

- 備考
 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千二百五十円を減ずるものとする。
- 八 その他
 (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)とする。

山口県公安委員会告示第十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十年四月十八日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 教習指導員審査(大型)及び教習指導員審査(中型)
- 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十年五月二十六日(月曜日)及び同月二十七日(火曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十年五月一日(木曜日)から同月九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで)
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
 一万五千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入

証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千四百円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千四百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年五月二十七日(火曜日)及び同月二十八日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年五月一日(木曜日)から同月九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円

備考

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査

細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減するものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年五月二十八日(水曜日)及び同月二十九日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年五月一日(木曜日)から同月九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印を

しないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減するものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大型三種)、教習指導員審査(中型一種)及び教習指導員審査(普通一種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十年五月三十日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十年五月一日(木曜日)から同月九日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五

時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千元
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

備考
 大型自動車第二種免許、中型自動車第一種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七三三―二九〇〇)にすること。



山口県地域防災計画の修正

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第四十条第一項の規定により、山口県地域防災計画を修正したので、その要旨を次のとおり公表します。

平成二十年四月十八日

山口県防災会議

一 修正年月日

平成二十年三月十一日

二 修正事項

自然災害、事故災害及び地震災害に関する防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱、災害予防計画、災害応急対策計画並びに復旧・復興計画について所要の修正を行った。

平成二十年四月十八日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）